

意向調査に関する解明要求書、職員住宅に関する解明要求書及び
看護助手に関する解明要求書への回答

要 求 事 項	回 答
【意向調査に関する解明要求】	<p>独法化に向けて、職員の意向調査を行い丁寧な対応をすることについて、病院経営本部としての考え方と具体的方策、法人への移行手続きについて同意書を書かせるのかなど、を明らかにすること。手続きの流れを明らかにすること。</p> <p>法人化に当たり、移行職種、派遣職種に関わらず、職員に対して丁寧な説明を行っていくことは重要であると認識している。</p> <p>この認識の下、新法人における職員の勤務条件に関する人事給与制度については、昨年8月に常勤職員向け原案を提示し、その後、会計年度任用職員向け原案やこれらの更新版を順次提示するとともに、職員から寄せられた質問等について、約600件のQ&Aを公開してきたところであり、さらに今般、各病院現場での複数回の説明会実施も通知したところである。</p> <p>職員の異動に関しては、法人化に伴う身分の取扱に関する説明資料等も示した上で、先般の中間申告を実施し、異動希望等を含む申告が各職員から行われたところであり、今後、各職員の申告内容を基に令和4年4月異動に関する事務処理を進めていくこととなる。その後同年7月を予定する職員の移行については、地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき対応することとなるが、移行に際しての職員個別の同意は不要とされており、法の定めに沿った対応を予定している。今後の流れについては整理出来次第、別途周知する。</p> <p>一方、中間申告以降の事情変更による職員の状況を把握することは大切であることから、引き続きこうした状況を適切に把握する方策について検討していく。</p> <p>なお、同意書については、法に基づき法人の職員に移行する職員については前述のとおり法の定めにより同意自体が不要であり、同意書徴取の予定はない。また、派遣職種で新法人に派遣となる職員については、派遣法の定めにより派遣同意書を徴取することとなる。</p> <p>いずれにしても、引き続き職員に対して丁寧に説明を行っていく。</p>

要 求 事 項	回 答
<p>【職員住宅に関する解明要求】</p> <p>現在東京都の職員住宅に入居している移行職員について、入居期間終了までは継続して入居できるようにすることについて、考えを明らかにすること。</p>	<p>東京都職員住宅管理規則第17条の規定によれば、職員住宅の使用者である職員が職員でなくなったときには、職員でなくなった日から30日を経過する日までに当該住宅を明け渡すこととされている。同規則における「職員」には地方独立行政法人に移行後の法人職員は含まれていないため、現在都の職員住宅に入居している移行職員は、法人への移行後に部屋の明渡し義務が生じることとなる。</p> <p>また、同規則第18条では、申請に基づき三月の範囲内で明渡し猶予が可能とされているものの、猶予可能な期間を超えて入居期間終了までの継続入居を認めることは困難であると考えている。</p> <p>影響を受ける該当者に対しては、事前に周知を図り、病院の有する職務住宅の空き状況等も示しながら、丁寧に対応していく。</p>
<p>【看護助手に関する解明要求】</p> <p>新法人の看護助手の賃金は、日額換算すると都制度より1日に月150円低くなっている。現在病棟で大きな戦力になっている職員に引き続き働き続けてもらいたいが、ボーナスの大幅な引き下げの上に、月額の賃金まで賃下げでは人材確保が困難である。病院経営本部としての考えを明らかにすること。</p>	<p>病院現場において医療職が専門性を発揮できる環境を整備することは働き方改革の観点からも重要であり、看護補助者や医師事務作業補助者をはじめとしたスタッフによるタスクシフティングの取組はこれまで以上に推進していくべき課題であると認識している。</p> <p>新法人における病院職員に係る勤務条件については、無期転換ルールの適用に伴う雇用の安定や各種手当の適用拡大、休暇・休業の種類や有給範囲の拡大のほか、特に高い専門性を有する職員には報酬額の上乗せが可能となる仕組みの導入や、一定の要件を満たす場合には、保育料助成制度や東京都職員共済組合の医療保険・福祉事業の対象となることが予定されている。</p> <p>新法人での人材確保は、こうした現行制度からの改善点も含めた総体の待遇により検討していくべき事項であると認識しており、病院職員の職種別報酬額については、原案において記載の金額としているところであるが、都から引き続き新法人に勤務する病院職員（医師以外）について、令和6年度末までの経過措置として以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬単価について、現行水準維持のための上乗せ (2) 賞与支給月数について、移行年度は都の会計年度任用職員と同一月数を、翌年度及び翌々年度は法人の業績に応じて決定する月数をそれぞれ適用